

令和3年度に中学校で使用する教科用図書の採択基本方針

令和2年5月21日

安芸郡教科用図書採択地区協議会

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本採択地区の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

- (1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。
- (2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

- (1) 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。
- (2) 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。
 - ア 中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
 - イ 教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (3) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討する。